

第 60 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	令和 3 年 1 月 6 日（水）
		午後 2 時 0 0 分
場	所	大阪市役所 屋上階（P 1）会議室

大阪市都市景観委員会（第60回）

1. 開催日時 令和3年1月6日（水）午後2時00分～午後3時15分

2. 開催場所 大阪市役所 屋上階（P1）共通会議室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長	嘉	名	光	市
委員長代理	加	我	宏	之
委員	麻	生	美	希
	岡		絵	理子
	岡	井	有	佳
	小	谷	真	理
	福	田	知	弘
	福	原	和	則
	藤	田		香
	松	岡		聡
	松	島	格	也

（2）府側 板田 建築指導室建築企画課長

（3）市側 平田 建設局管財担当部長

尾植 建設局企画部長

三原 建設局公園緑化部長

阿部 都市整備局企画部長

戸田 大阪港湾局開発調整担当部長

事務局（都市計画局） 角田 都市計画局長

山田 計画部長

泉 計画部都市景観担当課長

杉山 計画部都市景観担当課長代理

菅野 計画部都市計画課 担当係長

尾山 計画部都市計画課 担当係長

大中 計画部都市計画課 担当係員

(4) 随行者、傍聴者 (数名)

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 委員による委員長の互選

(2) 部会の運営について

(3) 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱いについて

(4) 地域景観づくりアドバイザーの派遣について

(5) その他

3 閉 会

〔配付資料〕

議題 (1) 委員による委員長の互選

○資料 1 大阪市都市景観委員会委員名簿

議題 (2) 部会の運営について

○資料 2-1 都市景観委員会の審議内容

○資料 2-2 都市景観委員会の審議体制 (案)

○資料 2-3 景観形成推進方策検討部会運営要綱・新旧対照表※

議題 (3) 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱いについて

○資料 3-1 重点届出区域におけるデジタルサイネージの取扱い (案)

○資料 3-2 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱改正案※

○資料 3-3 景観読本 (抜粋案) ※

参考資料 3 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱いについて※

議題 (4) 地域景観づくりアドバイザーの派遣について

○資料 4-1 地域景観づくり協定制度

○資料 4-2 地域景観づくりアドバイザーの派遣

○資料 4-3 道修町地域景観づくり協定に向けた取組

参考資料 4 地域景観づくりアドバイザー派遣申請書 (写し) ※

議題 (5) その他

○資料 5 各部会の開催状況及び今後の委員会、部会の予定

5. 議事の概要

○事務局（杉山）

ただいまから第60回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日進行を務めさせていただきます大阪市都市計画局計画部都市景観担当課長代理の杉山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の方に申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

本日は委員委嘱後の初の委員会でございますので、最初にご出席いただいた委員の皆様方を事務局からご紹介させていただきます。

お手元の都市景観委員会委員名簿に沿いましてご紹介させていただきます。

まずは、同志社女子大学生生活科学部人間生活学科准教授、麻生美希委員でございます。

○麻生委員

麻生でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉山）

関西大学環境都市工学部建築学科教授、岡絵理子委員でございます。

○岡委員

岡でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉山）

立命館大学理工学部環境都市工学科教授、岡井有佳委員でございます。

○岡井委員

岡井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉山）

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授、加我宏之委員でございます。

○加我委員

加我でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉山）

大阪市立大学大学院工学研究科教授、嘉名光市委員でございます。

○嘉名委員

嘉名です。よろしくお願いします。

○事務局（杉山）

同志社大学政策学部准教授、小谷真理委員でございます。

○小谷委員

小谷でございます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（杉山）

大阪大学大学院工学研究科准教授、福田知弘委員でございます。

○福田委員

福田です。よろしくお願いします。

○事務局（杉山）

大阪工業大学ロボティクス&デザイン工学部空間デザイン学科教授、福原和則委員でございます。

○福原委員

福原です。よろしくお願いします。

○事務局（杉山）

近畿大学総合社会学部教授、藤田香委員でございます。

○藤田委員

藤田でございます。よろしくお願いします。

○事務局（杉山）

近畿大学建築学部建築学科教授、松岡聡委員でございます。

○松岡委員

松岡です。お願いします。

○事務局（杉山）

京都大学大学院工学研究科准教授、松島格也委員でございます。

○松島委員

松島でございます。よろしくお願いします。

○事務局（杉山）

本日の都市景観委員会には、委員11名全員の出席をいただいております。

それでは、本委員会の開会に当たりまして、都市計画局長角田から一言ご挨拶申し上げます。よろしくお願いします。

○事務局（角田）

皆様、明けましておめでとうございます。角田でございます。

委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、またコロナ禍の中、年始早々お集まりいただきまして厚くお礼申し上げます。開会に当たって一言ご挨拶申し上げます。

この都市景観委員会につきましては、平成11年2月10日に第1回を開催し、今回、実は60回目を迎えるに至っております。

今期の委員会におきましては、11期目となりましたが、本日まで出席の委員の皆様方にご就任お願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。

昨年までご議論をいただきまして、この10月には大阪らしい眺望景観及び夜間景観の形成に向けまして、委員の皆様方のお力添えにより景観計画を変更することができました。

また、本日は、新しいテーマといえますか、従来からいろんな議論があったデジタルサインエージ、それと景観づくりには欠かせない地域景観づくり協定に関しましてご議論いただきたいと存じます。

私自身、大阪の都市格の向上には景観施策というのは非常に重要なものと認識しているところであります。地域の方々との連携や事業者などさまざまな立場の方々との連携などによって、よりよい景観形成を図り、大阪の発展、都市格の向上に貢献させていきたいと思っております。今後とも力を注いでまいりますので、皆様方におかれましては何とぞご協力賜りたいと存じます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。

○事務局（杉山）

それでは、議事に入る前に配付資料の確認をお願いいたします。

資料一番上が「議事次第」「委員名簿」「配席図」をとじたものでございます。以降、議題ごとに資料をお配りしております。

まず、議題（1）関係、委員による委員長の互選についての関係資料として、資料1「大阪市都市景観委員会委員名簿」。

次に、議題（2）関係、部会の運営について、資料2-1「都市景観委員会の審議内容」、資料2-2「都市景観委員会の審議体制（案）」、資料2-3「景観形成推進方策検討部会運営要綱・新旧対照表」でございます。

続きまして、議題（３）関係、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱いについてということで、まず、資料３－１「重点届出区域におけるデジタルサイネージの取扱い（案）」Ａ３資料でございます。

続きまして、資料３－２、同じく「デジタルサイネージ等取扱要綱改正案」、資料３－３「大阪市景観読本（抜粋案）」。参考資料３として「デジタルサイネージ等の取扱いについて」、以上が議題３関係の資料でございます。

次に、議題（４）としまして、地域景観づくりアドバイザーの派遣についてということで、資料４－１「地域景観づくり協定制度」、続きまして、資料４－２「地域景観づくりアドバイザーの派遣」、資料４－３「道修町地域景観づくり協定に向けた取組」、参考資料４として「地域景観づくりアドバイザー派遣申請書」でございます。

最後の議題（５）関係、その他としまして、資料５「各部会の開催状況及び今後の委員会、部会の予定について」、参考資料５「景観重要建造物・樹木の選定について」でございます。

そのほか、都市景観委員会資料綴のファイルを卓上に準備しております。以上でございますが、不足がございましたら、審議中でも構いませんので事務局までお申しつけください。

なお、次第、配付資料中、※印をつけている資料につきましては、委員限り資料とし、傍聴の方へは配付しておりませんのでご了承ください。

それでは、次第に従いまして進めていきたいと存じます。

まず、本日一つ目の議題でございますが、委員委嘱後初めての委員会でございますので、最初に委員長の互選について諮りたいと思います。

委員長につきましては、大阪市都市景観規則第１７条１項の規定によりまして、委員の皆様との互選により定めることとしております。

どなたかご推薦を頂戴したいと存じますが、いかがでしょうか。

○加我委員

嘉名委員に委員長をお願いできればと考えています。嘉名委員は前期において委員長職務代理者を務められており、また、中之島周辺の水辺や御堂筋など、これまで大阪市内の都市景観、また、アーバンデザイン誘導などに広く参画されており、さらに地域の参加型のまちづくりにも深く関わっておられます。ぜひとも嘉名委員に委員長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局（杉山）

ありがとうございます。

それでは、嘉名委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、委員長からご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

○嘉名委員長

ただ今、委員長にご指名いただきました大阪市立大学の嘉名でございます。よろしくお願いいたします。

冒頭、都市計画局長からもお話がありましたけれども、大阪市の都市景観委員会、今回で60回目ということで、時代に合わせて様々な課題について検討、制度構築してきた経過がございます。

また2004年に景観法が日本でできてから十数年経っているという状況にありまして、各地で様々な景観のあり方に向けた改定のようなものが進んでいる状況にあります。例えば横浜市は新しい景観ビジョンというのを昨年つくっておられたり、それから、京都も日本一厳しいルールというようなことを言っていましたけれども、持続可能なあり方、景観づくりというような形で少し時代に合わせて見直していくというようなこともされている。時代に合わせて、我々が考えるべきことというのはたくさんありそうだということでございます。

例えば今回、前期からやっている新技術への対応というようなこともございますし、それから、地域のまちづくり、エリアマネジメントに取り組んでおられる方々との協働による景観づくりなど、様々な時代に合わせた取組というのが求められていくということでございますので、引き続き皆さんからアドバイス、ご意見いただきながら、大阪市の景観形成をよりよくしていくように進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉山）

ありがとうございます。

引き続きまして、大阪市都市景観規則第17条3項の規定により、委員長職務代理者について委員長が指名することとしております。嘉名委員長、指名をお願いいたします。

○嘉名委員長

職務代理者ということでお手数をおかけしますが、加我委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（杉山）

ありがとうございます。

それでは、加我委員に委員長職務代理者をお願いいたします。

これからの議事進行につきましては、嘉名委員長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○嘉名委員長

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、当委員会については、運営要綱３の（３）に基づきまして、議事録署名人を指名してお願いすることとしております。今回は、麻生委員と岡委員のお二人に、名簿の順番ということで、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

議題の（２）部会の運営についてということで、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（泉）

都市景観担当課長の泉でございます。

それでは、議題（２）部会の運営について説明します。

資料２－１をご覧ください。

都市景観委員会の審議内容でございます。まず、都市景観委員会の役割について整理しております。本委員会は都市景観条例に基づき設置する委員会であり、ポツでお示ししております項目が、主な都市景観委員会の意見を賜る事項になります。

主なものとしましては、条例第９条に基づく景観計画の策定、条例第１３条等に基づく行為の規制等に関する助言または指導、条例第２７条等に基づく景観重要建造物・樹木の指定、条例第３３条に基づく都市景観資源の登録、条例第３６条等に基づく地域景観づくり協定制度に関する認定がございます。

次に進みまして、今後の審議予定事項でございます。

新規案件としましては、都市景観資源検討部会におきましては、景観重要建造物の指定に向け、ご審議いただきます。

デザイン部会においては、デジタルサイネージガイドラインの作成に向け、ご審議いただきます。こちらは本日の議題（３）とも関連する内容であり、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱に関連して、デジタルサイネージの適切な運用を図るためのガイドラインを作成するものでございます。

景観形成推進方策検討部会におきましては、市域における重点的な景観誘導方策を検討いただきます。

その他、継続案件としましては、資源部会で、都市景観資源の登録及び解除、デザイン部会で、大規模面的整備の検討書やデジタルサイネージなどの新技術に関すること、方策部会では地域景観づくり協定制度的について、引き続きご審議いただく予定でございます。

続いて、資料２－２をご覧ください。

都市景観委員会の審議体制（案）でございます。こちらはただいまご説明いたしました審議体制を表にまとめております。部会ごとに要綱を定めておりますが、景観形成推進方策検討部会につきましては、要綱の改正を予定しております。

A 3 横 1 枚もの、資料 2－3 をご覧ください。

景観形成推進方策検討部会運営要綱・新旧対照表でございます。資料右側、現行要綱から削除した部分を下線部に傍線を、資料左側、改正した部分を太字にしております。

これまで、方策部会では、眺望景観及び夜間景観方策を主な検討事項としてまいりましたが、夜間景観ガイドラインの策定をはじめ、景観読本の充実を行い、令和 2 年 10 月の景観計画の変更施行を行い、おかげさまで眺望・夜間景観の方策検討につきましては一定の整理が終わりましたので検討事項から削除し、地域景観づくり協定制度的に関する事項を明記しております。

本要綱案は、事務局としましては、本日付けで改正を行い、引き続きのご指導、ご支援を賜りたいと存じますので、併せてよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございました。まず、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。審議内容、それから審議体制、それに伴う要綱の改正ということでございます。よろしいですか。

それでは、意見がないようですので、各部会の審議内容及びその体制についてですが、方策検討部会運営要綱第 2 条の検討事項を変更した上で、3 つの部会の体制で進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、部会については、都市景観規則第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定により、委員長が委員を指名し、かつ委員の中から部会長を指名するということがござ

いますので、僭越ながら私のほうからご提案をさせていただきたいと思います。

まず、都市景観資源検討部会についてです。部会長については、前期から当部会の委員をされている福原委員にお願いしたいと思いますが、福原委員、いかがでしょうか。

○福原委員

結構です。お受けいたします。

○嘉名委員長

ありがとうございます。

都市景観資源検討部会の委員については、同じく前期から委員をしていただいている加我委員、藤田委員、松岡委員、それから、新たな委員として松島委員にお願いしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

続きまして、デザイン部会についてですけれども、前期から引き続いて私自身が部会長を務めさせていただきたいと思います。デザイン部会の委員については、岡委員、加我委員、福田委員、松岡委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、景観形成推進方策検討部会についてです。部会長については、前期から当部会の委員をされている加我委員にお願いしたいと思います。ほかの部会の委員もしていただく中でご負担をおかけすることになりますけれども、よろしいですか。

○加我委員

承知いたしました。

○嘉名委員長

よろしくお願いします。

それでは、景観形成推進方策検討部会の委員については、同じく前期から委員をしていただいている小谷委員、それから、新たな委員として麻生委員、岡井委員にお願いしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

部会の先生方には都市景観委員会と部会の両方ということでご負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議題の（３）に進みたいと思います。

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱いについて、事務局からご説明いただければと思います。

○事務局（泉）

議題（３）「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱い」につきまして、ご説

明申し上げます。

A3資料両面ものの資料3-1の内容をスクリーンにお示ししますパワーポイントを活用しながら説明させていただきます。

本市では、景観計画に基づき、重点的な景観誘導を図るエリアとして、御堂筋地区や中之島地区など7地区を重点届出区域として位置づけ、全ての建築物や広告物等を対象に景観誘導を行っております。これらの重点届出区域は、昭和9年の美観地区や建築美観誘導制度の流れを継承しており、大阪の玄関口や都心にふさわしい美観の形成や市民に親しまれ、訪れる機会も多い都心部の主要な街路沿いの地区を指定し、景観誘導を行ってまいりました。

景観計画におけるデジタルサイネージの扱いですが、国道2号地区を除く重点届出区域においてのみ、原則、点滅等をしないものとしてデジサイについては掲出を不可としており、平成26年度に定めましたデジサイ要綱において、大きさやコンテンツ等の基準に適合したものに限り、この間、モデル的な運用を図ってまいりました。

具体的には、中層部につきましては、赤で囲んだ大阪の主要ターミナルであります大阪駅前及び難波駅前周辺を位置づけております。そして、低層部につきましては、オレンジ色で囲んでおります大阪駅前から国道2号まで、難波駅前から道頓堀までの2区間をモデル区間として運用してまいりました。

モデル区間の誘導事例としましては、大阪駅前地区の中層部において2事例ございます。これまで都市景観委員会デザイン部会において、掲出内容等のデザイン性に係るご審議を賜りながら、景観誘導を行ってきたところでございます。

この間のモデル区間の検証を行いましたところ、第三者組織を含めた個別協議を行うことで、掲出コンテンツについてのデザイン性を含めた周辺景観に配慮したものへと誘導が図れており、一定のコントロールが可能であること、また、輝度の数値の具体化や評価ポイントをチェックリスト化し、コンテンツ管理を自主ルールに求めることなどにより、窓口での協議が可能であることが分かりました。

一方で、低層部において実績はなく、第三者組織への意見聴取といった手続きがハードルの一つとなっていることが、これまでの窓口での相談実績から分かりました。

次に、デジタルサイネージの近年の動向でございますが、大阪市内において、地下街等を中心に街中でのデジタルサイネージが増加しており、国内市場の動向からも、今後、急速にデジタルサイネージの拡大する状況がうかがえます。

建築物や空間デザインとして、高級感や独創的な演出、アイキャッチ効果を期待する商業施設での導入が増加するとともに、歩行者との距離が近く、視線に入りやすい設置状況の中、激しい動きの動画コンテンツが掲出される状況も見られます。

また、デジサイの可変性を生かした商用広告の掲出も見られる一方で、多言語化や緊急時の情報発信を目的に情報発信ツールのデジタル化が急速に拡大しており、メーカーヒアリングを踏まえ、施設インフォメーションといった建物低層部における従来からあるアナログの屋外広告物のデジタル化のニーズがある状況でございます。

このような動向を踏まえ、重点届出区域におけるデジサイの誘導にあたっては、建物の低層部における施設インフォメーションといったアナログの屋外広告物の集約化が可能であることや、多言語対応や緊急時の情報発信といったメリットがある一方で、広告自体が発光することに加えて、文字や映像が動く媒体であり、必要としない人にまで強制的に情報を与えるとともに、これまでのアナログの屋外広告物以上に夜間を含めた景観形成上影響が大きくなることを踏まえ、検討していくことが重要だということが分かりました。

今後のデジサイの対応方針の基本的な考え方としましては、デジサイについては普及過程であること、また、景観上の一定の影響があることを踏まえ、景観計画においてはこれまでどおり掲出不可とし、特例的に既存の要綱を見直し、当面、モデルとして運用することとします。

また、必要に応じて、都市景観委員会の意見を聴く仕組みを設けてまいります。

資料３－１の裏面を併せてご覧ください。

要綱の設置基準等の改正案をお示ししております。案の作成に当たりましては、デザイン部会において、昨年の１月以降５回にわたりましてご議論いただき、部会の委員の先生のご意見を反映したものでございます。

まず、具体的な協議対象地区の設定につきましては、東京都千代田区など他都市の事例を参考にしながら、中層部への配置は現行どおりとし、低層部につきましては、これまでモデル区間としてエリアを限定して誘導していたものを重点届出区域全域に適用とします。

なお、景観上広範囲に影響を与える中層部への設置をターミナル周辺のみとすることにつきましては、景観計画に示す眺望景観の典型的な眺めであり、見渡す眺めや見通す眺めに配慮する点においても重要と考えます。

デジサイの市場ニーズや景観への影響を踏まえ、デジサイの画面の大きさは、現行の景観計画の屋外広告物基準の範囲内とし、大きさを原則１か所あたり２平米以下とする基準

を設けます。

併せて、3Dモデルによるデザイン部会での委員の意見を踏まえた検証、他都市事例、市場ニーズから、ヒューマンスケールに配慮した高さ2.3メートル、幅1.5メートルを上限として、設置位置や掲出内容に応じた配置とし、通行の妨げにならないような設置位置となるよう誘導します。

これらの基準につきましては、景観計画における快適な街路景観創出に向けた景観形成基準を踏まえて設けております。

こちらは3Dモデルによる専門家の意見を踏まえた検証の際に使用しました大きさ2平米の事例でございます。こちらの高さは2.7メートル程度あり、ヒューマンスケールに配慮したものではないため、あまりのぞましい事例ではないというご意見を賜っております。

一方で、こちらは大きさ1平米を横に2枚並べた2平米のものでございます。先ほどより高さが抑えられ圧迫感もなく、同じ2平米でございますがヒューマンスケールに配慮したものであり、景観上大きな影響はないとご意見を賜りました。

こちらは、他都市事例として参考にしました銀座デザイン協議会のデジタルサイネージのルールでございます。重点届出区域の景観誘導の趣旨と同様に、快適な歩行者空間の創出をめざされており、デジサイの掲出については、ヒューマンスケールを超える大きさの動画の表示はやめるといったルールなどがございます。

ヒューマンスケールの定量化にあたりましては、メーカーヒアリングによる市場ニーズを配慮し、1平米のものが2面掲出されることを想定し、画面中央の高さを人の目線、アイレベルの高さ程度とし、設置高さ2.3メートルと算出しております。

また、快適な街路景観の阻害要因とならないよう、他のデジタルサイネージとの距離を10メートル以上離す設置基準を設けております。ただし、近接して設置する場合は、合計2平米以下であればこの限りではありません。

次のスライド、こちらの基準は京都市などの他都市の事例も参考にしております。

また、低層部につきましては、動画は景観への影響が大きく、千代田区の事例も参考にしながら、静止画の切り替わりのみとし、切り替わり間隔は15秒以上とします。音声も原則不可としております。

デジタルサイネージは、広告物自体が発光するため、アナログの屋外広告物以上に夜間を含めた景観形成上、影響が大きくなります。モデル区間の検証も踏まえますと、適切な

輝度設定、具体的には景観読本にも盛り込む予定でございますが、日中1平米当たり3,000カンデラ、それから、夜間につきましては800カンデラの数値を具体化するとともに、街並みを阻害しない色彩、具体的には明るく派手な高彩度色を多用しないことや、彩度差の大きい色の組合せを使用しないことなど、さらには見る人に不快感を与えないといった基準に対する評価のポイントをチェックリスト化することで、一定の景観への影響をコントロールできることが分かりました。

規定する基準としましては、低層部において、設置者自らが内部取扱規定として定めることとします。

掲出するコンテンツの内容は、実施計画及び実績報告を求めるものの、設置者の運用に委ねることとなるため、配慮する具体的な輝度設定のほか、静止画に限定すること、周辺の景観特性も踏まえた配慮事項、コンテンツ基準、例えば公序良俗に反しないもの、モデル区間の例を挙げますと、ギャンブル、パチンコ、宗教宗派などの業種基準を設けている事例など、設置者自らが定めることで適切なコンテンツ掲出の運用を図ってまいります。

なお、中層部につきましては現行どおり、以上のコンテンツのルールに加え、協議体制を地域として設けることを規定しております。

また、デジタルサイネージの可変性を考慮し、また、人々が歩いて楽しめる都心らしい魅力を感じさせる街並みを形成するという重点届出区域の景観形成方針の趣旨を踏まえ、観光情報などまちの利便性や安全性を高める各種情報の提供を求めます。こちらにつきましては、従前から規定していたものでございますが、低層部につきましては、施設インフォメーションといった従来からの、いわゆるアナログの広告物のデジタル掲出のニーズがあることから、その割合を緩和いたしました。

資料3-1の表側右下のIV要綱改正概要の下から2つ目の黒丸、誘導の枠組みも併せてご覧ください。

低層部に設置するもので、大きさ2平米以下でかつ設置基準に定めるヒューマンスケールに配慮した高さ、幅、画面の設置の位置を満たしたものにつきましては、景観形成上影響が小さいとして窓口で景観誘導を行い、協議の簡素化を図ります。

一方、中層部に設置するもの、また低層部に設置するもので、ヒューマンスケールに配慮した設置基準に適合しないもの及び2平米を超えるもの、中之島地区で設置されるものにつきましては、これまで同様、第三者組織であります本委員会のデザイン部会の意見聴取により、個別協議を行うものとします。

なお、要綱の対象としますデジタルサイネージの対象としましては、都市景観条例第15条の趣旨を踏まえ、ガラス面の内側に貼り付けられる広告物等も含めて運用してまいります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の意見聴取後、要綱改正案の意見公募を今月下旬から1か月間実施し、要綱の改正及び変更した景観読本の公表を4月1日に行う予定でございます。なお、資料3-2に要綱の改正案、資料3-3に景観読本の更新案として取りまとめております。

また、今後の課題としまして、コンテンツ基準の解説などデジサイについての景観読本のさらなる充実や、低層部における動画の掲出の取扱いを含め、これからの実績を踏まえた基準の検証につきましては、引き続き継続してご議論いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○嘉名委員長

ありがとうございます。

本議題については、デザイン部会では昨年度から、それから、本委員会では前回9月の会議から議論を重ねてきたというところでございます。

最近のデジタルサイネージの動向やこれまでのモデル区間の検証を踏まえて、重点届出区域のデジタルサイネージの取扱要綱を今年度中に改正するという事で、低層部については、来年度から重点届出区域の全域を対象にするということ、それから、手続を簡素化するという事でございました。モデル的な運用を特例的に当面の間続けるということではございましたけれども、ただいまの説明に関しまして何かご意見がございましたらお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○福田委員

ご説明ありがとうございました。

東京電力は、電線の地中化をされている路線、道路において、路上の変圧器と、デジタルサイネージ、これを組み合わせた情報発信を新しいサービスとして位置づけて、自治体とも連携して、防災情報や観光情報を路上で提供しようという取組を既に始められております。今申し上げたのは道路上ということで、警察との調整もあって、歩行者の安全確保にも注意を払われているということを伺っております。

今ご説明いただいた改正の取扱要綱ですけれども、これはあくまで民地を対象としたものということで、重点届出区域にふさわしいものとして、デジタルサイネージの大きさや

設置間隔、流すコンテンツなど、そういうものを一定の景観面でのコントロールを図れると考えておりますけれども、民地側に一定のルールを求める一方で、道路上でルールがないという上で設置されてしまうと、重点届出区域としては矛盾が生じるのではないかなというふうに思うのですが、道路上にデジタルサイネージを設置する際にはどういうふうに取り扱おうとされているのか教えていただければと思います。

○嘉名委員長

いかがでしょうか。建設局の管財担当部長からでよろしいでしょうか。お願いします。

○平田建設局管財担当部長

建設局管財担当部長、平田でございます。よろしくお願いします。

ただいま福田委員よりご指摘がございましたデジタルサイネージの道路占用許可に際しての課題でございますが、交通安全上の配慮はもとより、都市景観に十分な調和が必要であるということは考えてございます。

現在、重点届出区域に該当する道路上に設置するアナログ広告、バナー等でございますけれども、都市景観との調和を図るために、設置者から都市計画局へデザイン等の景観事前協議を行うとともに、車両運転や歩行者への安全面の配慮から、道路管理者たる建設局から交通管理者たる警察のほうへ設置場所や設置方法等について協議を行い、それぞれ支障がなければ許可をしているという状況でございます。

重点届出区域に該当する路上のデジタルサイネージにつきましても、現在協議中でありましても、都市計画局及び警察との連携協議をし、先ほど述べましたアナログ広告と同じスキームで許可を検討してまいりたいというふうに思っております。

また、デジタルサイネージの道路占用許可を行う際には、国土交通省からの通達はもとより、当方でデジタルサイネージは静止画もしくは切替えに限定するなどのルールを定めまして、それを基に設置者で内部取扱規程を作成し、提出の上、許可を検討していくということになるかと思えます。

現在、ルールの策定に向けて、都市景観と調和を図るために都市計画局と連携を図り、また、車両や歩行者の安全確保につきましては交通管理者たる警察との協議を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○福田委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○嘉名委員長

路上については建設局が所管ということになりますけれども、都市計画局と足並みそろえて、景観上はどちらにあっても影響があるということですので全く同じになりますから、調整していただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほか、いかがでしょうか。従来からいらっしゃる委員の先生方は何度も議論していただひているので、議論が出尽くしている感もあるかもしれませんが、よろしいですか。

ご意見ないようですので、今後必要な手続を進めていくこととなりますが、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の（４）「地域景観づくりアドバイザーの派遣について」ということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局（杉山）

それでは、議題（４）「地域景観づくりアドバイザーの派遣について」説明いたします。

まず、地域景観づくり制度の概要についてご説明いたします。

資料４－１の地域景観づくり協定制度の概要をまた前のスクリーンにもポイントを表示しますので、適宜ご覧ください。

地域景観づくり協定制度につきましては、地域との協働による景観まちづくりを推進するため、地域の自主的なルールづくりと運用に対する支援を行うもので、平成２９年１０月に施行した都市景観条例で定めた制度でございます。

地域景観づくりの推進イメージのとおり、地域の役割としては、まず、景観づくりの活動団体を設立、ルールづくりを行い、ルールを策定、そのルールを運用するといったもので、市の役割としましては、団体及びルールの認定、そして、ルールづくりやルール運用の際に専門家の派遣や活動費の助成といった支援を行うものでございます。

なお、団体認定時、ルールづくりや運用支援の際の専門家派遣時、そして、ルール認定時に条例や要綱の規定に基づき、あらかじめ都市景観委員会の意見を聴く仕組みとしております。

地域ルールの取組イメージ例としましては、資料右側、地域ルールづくりの取組イメージのとおり、建築物の１階の用途や屋外広告物に関するルールなどを想定しており、ルール認定後には、協定締結対象区域での建築行為などがあつた際に、事業者に対して地域景観づくり推進団体への意見聴取を義務づけるものでございます。

本案件につきましては、令和元年１１月５日付けで地域景観づくり推進団体に認定した道修町まちづくり協議会で行うルールづくりに対する支援、コンサルタント派遣について、

お手元資料、参考資料４のとおり、１２月１１日付けで同協議会から申請があったものでございます。推進団体の活動のサポートを行うにあたって、当該アドバイザーが適任であるとの事務局の判断につきまして、これまでのサポート実績等を踏まえ、アドバイザー派遣要綱の規定に基づき技術的及び専門的観点から委員会に意見を聴くものでございます。

なお、昨年度の推進団体認定後、同団体に対してアドバイザーを派遣し、ルール素案を検討されてきました。この度、次の段階としまして、協定締結に向けた地域の合意形成を見据え、素案を精査し、協定を成案化していくため検討を進められるものでございます。これまで検討されてきたルール素案につきましても、後ほどご説明いたしますので、ご意見いただければと思います。

資料４－２ 地域景観づくりアドバイザーの派遣をご覧ください。

派遣を希望する期間は令和３年２月１日から令和３年３月３１日まで、指導または助言を受ける事項については、地域景観づくり協定の案の策定に向けた検討に関することでございます。派遣を希望する地域景観づくりアドバイザーについては、引き続き登録番号１－２の坂井氏の派遣を希望されております。理由としまして、所属される事務所の立地場所が近接していること、持続可能な地域づくりへの貢献などの経営理念が賛同できる内容であること、大阪市景観計画に関連する一連の検討などに関与され、大阪船場における景観づくりのアドバイザーとしてふさわしいといったことから、引き続き派遣を希望されるということでございます。

なお、地域景観づくりアドバイザーにつきましては、現在４社１１名が登録されており、登録された地域景観づくりアドバイザーの経歴書につきましても、委員会資料綴の６番に綴っておりますので、必要に応じてご確認くださいと思います。

資料は４－２の裏面、地域景観づくり推進団体、道修町まちづくり協議会の概要でございます。活動の目的としまして、くすりのまちの歴史と発展の舞台となってきた道修町通をひとに優しい賑わいのあるみちとしてさらに発展させ、ひいては道修町全体のさらなるブランドと価値向上を図ること。活動内容としまして、無電柱化や道路整備を契機に、船場後退部の余白のしつらえを中心に、その活用方法やまちに相応しい工作物のデザインなどを景観ルールとして設定、運用するものでございます。

活動区域としましては、道修町２丁目、３丁目の道修町通沿道区域でございます。

活動計画として、令和２年度、協定素案の精査などを行い、令和３年度、協定案を策定。地権者合意を図り、協定締結するとともに、運用マニュアル案を策定する予定でございます。

す。

なお、会計年度の関係から、今回、今年度残り2か月間の活動を対象に申請されていますが、引き続き、令和3年度の活動を対象に申請される予定でございます。

審議いただきますアドバイザーの派遣につきましては、以上でございますが、続きまして、推進団体として認定されてからこれまでの間で、本市から派遣しましたアドバイザー支援のもと、協議会で作成された地域景観づくり協定の素案についてご説明いたします。

資料4-3 道修町地域景観づくり協定に向けた取組をご覧ください。

まず、検討の背景として、先ほども申し上げましたが、道路整備を契機に沿道敷地のまちなみデザインルールづくりに展開されたものでございます。

検討体制として、協議会会員から公募されたメンバーや本市アドバイザーなどで構成する景観づくり検討チームにおいて協議し、節目ごとに対象地域の全地権者や関係者で構成する景観部会において検討を進めておられます。

沿道敷地のまちなみデザインのルールの検討にあたって、資料右側でございますが、道修町通が目指すまちの姿、未来像につきまして、道修町の歴史である医療・医薬を起点に様々な人が集う界限とし、また、道修町通を未来の参道に見立てることをデザインコンセプトとし、そして、安心して訪れることのできるフラットな道で遊歩を促す、街灯を参道に連なる灯籠と見立て灯籠の列でまちなみを整える、船場のまちの交流の場であった軒下空間などをしつらえたまりの杜で賑わいを誘う、以上の3点のデザインスキームに基づき、検討を進められております。

次に、資料の裏面、2ページ以降、まちなみデザインルールの考え方としまして、まず、ルールの対象は推進団体の活動区域と同様としまして、まちなみデザインルールの構成としましては、景観ルールに加え、より創造的なデザインの誘発をめざすデザインのキーワードで構成、また、景観ルールにつきましては、最低限守るべき最低限ルールと水準を上げた推奨ルールの設定を検討されております。

続いて、まちなみデザインルールの素案でございます。船場後退部、外構部といったルールの対象とする項目ごとに考え方、方針とルールを設定されております。

素案のポイントとなる点をご説明いたします。

船場後退部につきましては、道路や隣地、建物低層部や敷地内のオープンスペースとの一体性を生み出すという方針を踏まえ、最低限ルールとしては、歩道や隣地と連続したデザインとなるよう配慮する、推奨ルールとして、歩道や隣地との段差を解消するといった

ルールを設定されております。

資料右下の写真は、素案検討中に具体的に整備された歩道の舗装材との連続性を取り入れた船場後退部の施工例でございます。

資料は3ページ、建築物につきましては、街並みのアクセントとなっている歴史的建築物を尊重するという方針を踏まえ、最低限ルールとして、特徴的な建物を引き立てたり、一体となって街並みを演出するとのルールを設定されております。歴史的建築物の具体例として、写真にお示しする武田道修町ビルなどを挙げられています。

資料右側、サインや屋外広告物につきましては、必要最小限とし、道修町の品格にふさわしいものとするとの方針を踏まえ、最低限ルールでは船場後退部に、推奨ルールとしては建物の中高層部の壁面や屋上には設置しないという設置箇所に係るルールのほか、推奨ルールとして、道修町のブランディングに資するデザイン性の高いものという意匠に係るルールなども設定されております。

また、下側ですが、色彩につきましては、たまりの杜の緑が映える色彩とするという方針を踏まえ、最低限ルール及び推奨ルールによって低彩度の赤や黄色系となるよう、定量的なルールを示されております。

そして、裏面の4ページ、夜間照明につきまして、公共空間の明かりとの調和を考え、通りとしてのまとまりある夜間景観を形成するとの方針を踏まえ、最低限ルールとして、具体的な色温度2,500から3,000ケルビン程度という温かみのある色味のあかりを基調とするとされております。

資料右側が、より独創的なデザインの誘発を目指す目的で設定されたデザインのキーワードでございます。表に示す日常空間の中に神農祭の舞台となる空間を仕込む、また、道修町のアイデンティティを表現する薬用樹種を植栽するといった趣旨に基づくキーワードを設定され、薬用樹種については、植樹した際のイメージが伝わるよう、具体的な樹種について、標準的な樹高なども併せて示すことを検討されております。

以上が、まちなみのデザインルールの素案でございます。

資料は、5ページをご参照ください。

本市条例で示す項目を踏まえた地域景観づくり協定を締結し、ただいまご説明したまちなみデザインルールにつきましては協定の中に位置づけ、別途、協定の運用マニュアル及びデザインマニュアルを作成されます。

また、協定の運用については、地元関係者と現在の景観づくり検討チームに相当する専

門家で運用体制を構築することを想定されております。

資料右側、運用の今後の主な検討課題でございますが、協定素案の精査及びまちなみデザインルールの検討を深めるとともに、マニュアル類の検討、そして合意形成に向けた取組を進め、協定締結に向け進めていくとされております。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○嘉名委員長

ありがとうございます。

道修町まちづくり協議会から申請があったアドバイザーの派遣についてというのが前半、それから、これまで検討されてきたまちなみデザインルール素案については、派遣決定後、今後さらに検討を深められるということでしたけれども、その概要についてご説明をいただきました。この2つについて、ご意見あるいはご質問等ございましたらお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○岡委員

道修町は、大阪にとってとても大事なまちだと思いますし、大阪の船場のまちの中でも比較的、今でもたくさんの企業が残っている。とはいうものの、やはり昔のような薬を買いに来るという場所ではなくなってしまっています。

この多様な人々が集う界限にするというふうな未来ビジョンを持っておられるということで、今回、景観を整備するということですが、もちろん景観整備してきれいなまちになることによって人は来るかもしれないですが、本当に人が来るまちづくりをめざしてられるのか、それとも、もう少し違う方向性を、きれいなだけでは人はなかなか来ないので、もう一つ次のステップのようなことを考えられているのか、その辺のところをお分かりの範囲で教えていただきたい。そのことを考えた上で、地域景観づくりアドバイザーが適性かどうかだと思います。

○事務局（杉山）

まず1点目の点ですが、訪れる方だけではなくて働いている方、住んでおられる方、いろんな意味で訪れる方を対象としては考えておられるというところです。

現時点では、ターゲットを明確に絞るのではなくて、まちの将来像に共感していただけるような方が立場に関わらず歩いていただけるようなまちになればというようなことで、このあたりはルールを具体化するにあたって検討されていきたいといったところでございます。

○事務局（泉）

方向性の話でいいますと、事務局の方とお話する中で、もともとの事業の契機は無電柱化で、当初は観光を意識されていて、いろんな人に集まっていただきたいという観点から議論をはじめられました。一方で、この間のコロナ禍の影響でインバウンドの集客が厳しくなる中、地域のアイデンティティを意識して進めていくことも含め、これからルールを詰めていく中で議論しながら方向性を定めていきたいと聞いております。

○岡委員

きらびやかなまちになるとか、人がいっぱい集まってくるとかいうことでは恐らくないだろうと思っています。私もずっと大阪で、道修町には縁の深い人間ですので、やはりここに来ると昔の大阪の歴史も感じられて、まちがこういうふうにできていたんだということが、通りによって業種が変わるようなまちができていたんだということも分かるような、ある意味、博物館的でも構わない、ミュージアム的で構わないので、より深く大阪を知りたい人に来ていただけるようなゆったりとしたまちづくりをしていただけたらと希望しております。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○松島委員

初めてなので、とんちんかんな質問をしたら申し訳ございません。

最初に資料４－１のところで、地域景観づくりの推進イメージというご説明がありましたが、その中で地域の役割と市の役割ということが書かれていますけれども、こういった形で何らかの経費の補助を市からされるということは、市にとって、この地域が、こういった地域景観をつくれることが何らかのメリットがあるということだと思うのですが、そこはどういった形で例えば市の景観計画全体に貢献があるのか、どういうふうに今後認定を進める中でどういった形で確認されるのか、その辺の制度を少し教えていただけないでしょうか。

○事務局（杉山）

まず、市域全体の景観にどう関連するのかといったところですが、先ほどデジタルサイネージのところでも少し申し上げましたが、市域全域を景観計画に指定しております、基本届出区域、重点届出区域というような枠組みの中、重点届出区域については基本

届出区域よりも定量的な基準も設けながら、届出対象も小規模なものも含めて対象として景観誘導を図っているところで、それぞれのエリアの特性に応じた基準を設定しているところでございます。

今回の道修町通につきましては、いわゆる基本届出区域になりますが、景観計画では踏み込めていない、先ほどの色彩の基準ですとか、そういったところがある意味、地域ならではのエリア性のところで、地域自らが検討していただいている。そういうところが景観施策の枠組みの中で、一つの重点的なポテンシャルが高いエリアになると思っております。

○嘉名委員長

こういう地域景観づくりの協定で、エリアの景観のルールがどんどんできてくることによって、大阪全体のいろんなまちの個性みたいなものが生まれてくる。それが将来的には、ボトムアップ型で地域から上がってきたものがどんどん大阪全体の個性をつくっていくという感じで層が厚くなっていく。そういうことにつながってくるだろうという位置づけでやっているということですから、どんどんこういうのが増えてくると、重点届出区域の将来的には見直しをやったときに、それが取り込まれていくという流れになる。

あと、大阪の特殊性かもしれませんが、先ほど岡先生からも少し話がありましたが、ここが船場という地区で、大阪の都心部で、江戸時代につくられた、豊臣秀吉がつくったまち割りがそのまま残っているというかなり特殊なエリアでありまして、ここは戦前から建築線というルールが指定されていますけれども、道路の中心線からセットバックすることによって斜線制限を緩和するという独自の措置をずっとやってきていて、道路から1.8メートルぐらいセットバックした民地がずっと帯状に広がっているというのが特徴です。

こういうところは、実は従来の景観形成のやり方だとなかなかいいルールがない。道路上は公共がやる、建物側は民間がやるという立てつけになっているのでしょうけれども、セットバックした民地が帯状に広がっているというところについては、やっぱり景観形成上、何らかのルールが必要だということですが、なかなかうまく方法が無かったのは事実です。

そこで今回、地域の方で独自でルールをつくられるということで、何か一つ突破口みたいなものを見いだせないかということですから、道修町通だけの話ではなくて、船場にはたくさんのまちが広がっているわけですから、そこにも展開していくような余地も十分ある。そういう船場の中でのモデル整備という意味合いもあるというふうに思っています。

ぜひとも成果を出していただいて、広げていただきたい。

○松島委員

今委員長おっしゃったように、他への波及効果が見込まれるとか、全体としての景観計画への先進的な事例として活用できるとか、アドバイザーを派遣するときの理由づけが要ると思ったので聞かせていただきました。

○嘉名委員長

ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

○事務局（泉）

貴重な意見ありがとうございます。

今回、先生方からいただいた意見については具体的な基準づくりの段階での議論になると思いますが、現段階で地域が考えている案としまして、景観計画より厳しい低彩度の基準を設けた運用を検討されています。そういう新たなルールが提示されることによって、他のエリアでの自主的な景観ルールの運用の参考にしていただくとか、今後の景観計画の基準の見直しの参考にしてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いします。

○嘉名委員長

ありがとうございます。

今ご意見いただいた、実施することによる先進性や市の施策に対する効果、周辺のまちへの波及というようなことも含めて、しっかりご説明いただきたいということでございました。その点については事務局のほうも織り込んで進めていっていただきたいと思います。

特に反対という意見はなかったように思いますので、アドバイザー派遣、それから地域景観づくり協定の検討を今後も進めていっていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは次、議題「その他」ということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局（杉山）

議題（５）各部会の開催状況及び今後の委員会・部会の予定について説明させていただきます。

資料５の表が、各部会の開催状況でございます。前回９月３日の委員会以降の実施状況について記載しております。都市景観資源検討部会においては、第２８回、２９回と計２

回開催し、都市景観資源の外観変更や景観重要建造物・樹木の指定候補の意見聴取を行いました。

また、デザイン部会では、第14回部会を開催し、大規模面的整備検討書案件の協議や新技術への対応として、本日の議題（3）でご審議いただきましたデジタルサイネージの取扱いの方向性について、意見聴取を行いました。

裏面に進みまして、今後の委員会、部会の予定でございます。

都市景観委員会は、来年度2回を予定しており、デジタルサイネージガイドライン案や地域景観づくり協定制度関係、都市景観資源の登録について審議する予定でございます。

各部会ですが、まず、都市景観資源検討部会は、今年度、2月頃にあと1回、来年度は現地調査を含めて計3回を予定しており、都市景観資源の外観変更及び新規登録及び景観重要建造物の指定関係での開催を予定しております。

デザイン部会は、今年度、あと1月、3月と2回開催し、大規模面的整備案件の審議や運用しているデジタルサイネージの実績報告に係る意見聴取を、来年度はデジタルサイネージガイドライン案に係る意見聴取、また、協議案件に応じまして、大規模面的整備やデジタルサイネージの個別の協議を行う予定でございます。

景観形成推進方策検討部会は、来年度2回を予定しており、市域における重点的な景観誘導方策の検討や地域景観づくり協定制度関係について、開催を予定しております。

続きまして、参考資料5景観重要建造物・樹木の選定についてご覧ください。

都市景観資源検討部会における検討経過をご報告させていただきます。

まず、資料1枚目、選定方針についてですが、こちらは平成31年3月の委員会でご報告させていただいたものでございます。2段目の網かけ部、本市においては、都市景観条例上、資源の維持、保全等を目的とする景観重要建造物・樹木と、資源の発掘、活用により景観に関する意識啓発を行うことを目的とする都市景観資源の登録制度に整理し、実施することとしております。

また、中ほどの網かけ部、一定の美観性、地域性、歴史・文化性、視認性が確保されている都市景観資源の中から、大阪の景観を先導する、シビックプライドを醸成する資源を景観重要建造物・樹木として選定することといたしました。

資料裏面以降がこの間の検討経過でございまして、景観重要建造物・樹木の指定候補の選定の考え方を2ページ目以降に示しております。

まず、400件を超える都市景観資源の中から、ステップ1として、地域の顕彰碑や街

道などを除く建造物及び樹木を抽出、また、景観法上、国宝や重要文化財といった景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる建造物は適用除外とされており、これらに該当するものなどを除外いたしました。

また、ステップ２－１として、１で抽出したものの中から登録文化財やランドスケープ遺産など他制度の登録を受けているものを美観性や象徴性といった評価指標に該当する、また、所有者の意識の高さも備わっているとのことで、こちらは一旦抽出しました。

次に、ステップ２－２として、景観面としての重要建造物・樹木ということでございますので、本市景観計画に基づく施策展開に基づき抽出すべきとし、枠組みとしては、Ａ眺望・夜間景観を重点的に進める主要な視点場における視対象、Ｂ重点届出区域内の物件、Ｃ景観形成の目標の４つのテーマ、こちら景観計画に規定しているものですが、風格、水・緑、歴史、にぎわい、そういった点を踏まえた対象区域内の物件、以上の３つを挙げ、この中からＡ及びＢ、眺望・夜間景観の視対象及び重点届出区域内の物件を優先して指定する方向性としたしました。

ここで、具体的な物件名は本日お示しませんが、Ａの眺望・夜間景観関係で４件、Ｂの重点届出区域内関係で９件、計１３件に絞り込んでおります。この１３件につきまして、ステップ３及び４として、カルテの作成、書面審査、そして現地調査、こちらは今年度コロナウイルス感染への対応として写真等での審査に変えて行いましたが、以上をこれまで実施してきたところでございます。

今後、市内部の関係部署や所有者の方の意向確認とともに、指定の意義づけや条例で規定している管理の方法の具体化、調整を行い、指定にふさわしい資源を決定していく方向性でございまして、こちらは令和４年度の指定に向けて、引き続き進めてまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

今後の委員会及び各部会の開催状況及び今後の予定について、説明がございました。特に景観重要建造物・樹木についてはいよいよ選定に入っていくということでございます。これまでの部会での議論の中で補足いただくことがありましたらお願いしたいと思います。福原委員、いかがでしょうか。

○福原委員

今ご説明があったとおりですけれども、大阪市の景観施策上重要な位置づけにあるエリアの中から、13物件まで絞り込んでいるという状況でございます。参考資料5の表題にありますとおり、景観重要建造物という名前にふさわしいものということで、建築物だけではなくて、橋梁も含めて、候補として絞っているという状況でございます。

また、同じく表題にあります景観重要樹木についてですけれども、これも建物同様、ほかのもっと上位の条例で保存が担保されている保存樹などを除いて精査した結果、現時点では、景観重要樹木の候補はないという状況になっております。

そういった状況で今後また審査を進めていくわけですが、それと併せて、先ほどお話もありましたけれども、所有者の方と建造物の管理方法等を個別に詰めていくということと、あと、部会としましては、重要建造物指定の意義づけ等についても引き続き議論していく必要があるということで、大阪市内で初めての指定に向けて進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

いよいよ大阪市も、景観重要建造物・樹木の指定について検討を進めていくということでもあります。これは全国的に見ても、各景観行政団体である程度裁量の高い取組をされていて、比較的伝建に近いといいますか、文化財に近いような運営をされているところもありますし、地域の人がいいと思っているものはどんどん指定していくような、すごくソフトな運用をされているところもあって、かなりばらつきがあると思います。そういう意味では、大阪の景観重要建造物のあり方というのをぜひ模索する契機にいただければと思います。

それから、都市景観資源については1年で2区ずつやってきて、24区、一通り全部やったということですか。部会の予定を拝見していると、新規の登録というのも予定に入っているということですから、2周目に入るということよろしいですか。そのあたり教えてください。

○事務局（泉）

1区ずつ都市景観資源を登録していく手続きは完了しました。現在は区長会の部会にも都市景観資源の情報を共有させていただきまして、区によっては少ないところ、多いところもありますし、例えば公園や神社といったカテゴリーに分けて比較するなどの整理をし

ながら、各区に都市景観資源の追加登録の依頼を行い、具体的に候補が挙げた都市景観資源の追加登録手続きの対応を行っているところでございます。

○嘉名委員長

分かりました。

都市景観資源というものについては、大阪市としては、景観重要建造物とか樹木のリザーブリストといった使い方をされていて、評価がある程度定着してきているものを重要建造物や樹木に指定していくようなストーリーで考えているということです。

どんどんこういうものが増えてくるということがまさに大阪の景観の厚みみたいなものをつくっていくと思いますので、福原委員には部会の運営のほうよろしくお願いします。

その他、事務局の説明に対してご質問、ご意見ございましたら承りますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（杉山）

本日は貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

これをもちまして、第60回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。

ありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員

大阪市都市景観委員会委員
